

東京税財政研究センター 会報 NO.115

2020.6.1
発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

新型コロナ禍

の中で考える

岡田俊明

新型コロナウイルス感染症の猛威が世界を覆っている。人ととの接触を避ける生活は社会から隔離されたかのようだ。有意な社会運動は会議が開けずに多くが開店休業状態に陥っている。当センターも御多分に漏れず理事会開催を見送っているから、あたかも情報の目詰まりが起きるかのようでもある。そこで、急きよ会報の特集号を企画した次第である。

政府から緊急事態宣言が発せられ、営業や移動の自粛が強制力を背景に要請され、急速に経済活動が収縮し、旅行・観光業に始まり飲食業に、そしてあらゆる業種にダメージを与え、多くの中小企業が倒産と廃業の淵に追い込まれている。感染症の収束はみえず、先行きが見えないことが一層不安を搔き立てる。

感染症が拡大しているさ中に年度税制改正が行われた。政府本予算には新型感染症対策費が計上されず、その成立直後に補正予算が編成され、いま第二次補正予算案が準備されるという後手後手の政府対応が目に余る。そのゴタゴタの間に、検察庁法改正案が国家公務員の定年延長法案と抱き合せで上程され強行採決までもが行われようとしたが、SNS上での数百万人の「反対デモ」、元検事総長そして元特捜検事有志の意見書提出に至って、政府・与党の断念へと追い込んだ世論の力は特筆される。

「自粛」の下で怖いのは民主主義の危機の進行という問題。ショックドクトリン（惨事便乗型資本主義）と呼ばれる反民主主義体制の構築であるが、検察庁法案をめぐる動きはこの危険を察知した国民の反撃といえる。こうした反動的思惑の背景には新自由主義思想があることもこの際、新型コロナ禍にあって見抜いておきたい。

さて、自粛要請に欠かせない政府による補償は憲法

上の要請であり急がれるが、結局は財政出動を要するから、やがて増税攻勢、それも大衆課税の強化に繋がりかねないので、重々注意しなければならない。



目次

・新型コロナ禍の中で考える	……	1
岡田俊明		
・パンデミックと税制問題	……	2
小田川豊作		
・コロナ感染に対応する税務行政	……	3
山田太郎		
・新型コロナ協力金と課税問題	……	4
八代司		
・マイナンバー制度運用の現状	……	5
樋山実		
・納税の猶予の特例の活用について	……	6
角谷啓一		
・協力金、給付金、各種補助金の		
申請実務での留意点	……	7
窪木康雄		
・令和2年度補正予算（第1次）の課題	……	9
熊澤通夫		

パンデミックと 税制問題

小田川 豊作

新型コロナウィルスは図らずも各国のあり方をあぶりだすことになった。端的にいえば、経済権力が自分たちに都合のいいようにルールを変えてきた社会は、人類の歴史において不都合な世界にいたっているということである。

フランスの経済学者トマ・ピケティ氏は、新型コロナウィルスの影響で「暴力的な不平等を目の当たりにしている」として、各国のコロナ対策で想定される多額の公的債務への対処については公正な税制を確立することが必要であり、富裕層への課税が有効だと認識を示したと報道されている（英國ガーディアン紙5月12日付）。

税制に限っても、所得税のフラット化、法人税の引下げ競争、移動性の高い金融所得への軽課、労働・消費・不動産など非移動性所得への重課、課税権力を跨ぐデジタル稼得所得の不課税などが経済権力によってルール化されてきた。

その公的財源が、スウェーデンのように国民全員に再分配される政治であれば政治として機能しているといえるが、日本のように国民への再分配を切り下している国では、結果的に下から上への所得再分配がルール化された社会に仕立て上げられてしまった。

それが経済権力が望んだ社会であるため、コロナ危機に対しても社会変革を伴うような対策が取れるはずもなく、場当たり的な対策しか取れない限界性を示している。

そこで、経済権力によって作り上げられてきた税制のルールを変え、等しく国民が安心できる社会のための財源を確保するため、当面の税制とこれからの中長期について、字数の関係でごく限られた問題を骨格だけとなるが取上げてみたい。

1 内部留保への課税

法人税の税率引下げは消費税増税と引き換えに行われてきた。下から上への典型的なルール変更である。正義があるとはいえない。それで蓄積した企業の内部留保は不正義で得たものだから、国民に返還すべきものである。

財務省の2018年度法人企業統計によれば、金融・保険業を除く全企業の内部留保金額は463兆円となって

いる。このうち、「現金・預金」は223兆円で、10年前（2008年）の1.5倍になっている。

2008年といえばリーマンショックの年である。トヨタはそのときの現預金が3兆円だったが、2020年3月期の現預金は8兆円になっているという（決算説明）。12年間で現預金を5兆円増やしている。

この現預金の溜め込みの半分を臨時課税によって国庫に返してもらえば、同時に110兆円の現金が国庫に入る。国民ひとり当たり10万円配布で12兆円であるから、国債に頼らなくても10ヶ月連続して現金配布は可能である。

企業側にはまだ半分の110兆円の現預金が残っているのであるから、存続危機にはいたらないだろう。

2 法人税改革

格差社会を経済権力は作り出してきた。それを変えるために法人税を変え、それによって企業自体を変え、社会を是正する必要がある。

参考とすべきはカリフォルニア州議会が2014年に導入した法人課税方式である。

CEOの報酬がその企業の平均的労働者の賃金の100倍以内なら法人税率を0.8%下げ、25倍以内なら税率を1%引き下げる。反対にCEOの報酬が平均的労働者の200倍以上であれば1.5%、400倍以上であれば4.2%税率を引き上げる。アメリカは平均的労働者の賃金に対するCEO報酬の比率を開示することは既に企業に義務付けられているから、企業に対しては税負担と市民による社会的な視線による統制が働くことになる。さらにカリフォルニア州の優れている点は、高率適用逃れのため低賃金の仕事を多く下請に出すほど高い税率を課すようしていることだ。

飴だけの日本の所得拡大促進税制が賃上げに機能していないことや、消費税対策のため社員を下請化した日本と比べても、この方式の社会的な有効性が伺える。

3 金融取引税導入

金融が資本主義を変えたといわれている。ケインズは1936年当時、既に金融が投機に走り実体経済を侵食する事態に対して、「証券取引に対する課税」を提案している。EUが導入を進めている「金融取引税」（2021年に実施の動き）の起源といえる。

富裕層や大企業をより豊かにし、庶民は参加することもままならない金融取引のグローバル化、高度化・高速化、投機化は、経済権力の源泉ともなってきた。これを抑制しない限り、経済権力の変革は進まずコロナ危機のような事態に対しても有効な（次ページへ）

(前ページより) 政策を手当てすることはできないし、南北格差に対する世界的な対策もとれない。

その国において、金融取引の売り買いの両方の取引という行為に低率で課税する税制であり、売買差益という所得に課税するものではないので、現在のコンピュータ技術をもってすれば各国における課税権力は十分に課税可能となる。回数が多いほど納税額は増えるので、抑制効果は大きいし、税収も見込まれる。各國連帶して、本格的な導入を図るべきといえる。

4 国際連帯税

フランスは2006年から国際連帯税を創設し実施している。フランスの空港から離陸するすべての乗客が課税対象になり、エコノミーに比べファーストクラス・ビジネスクラスの税率は高率になっている。これで得られた財源は「国際医薬品購入ファシリティ」という国際機関を通じて、途上国の感染症対策（エイズ、マラリア、結核などの薬剤購入）に用いることになっ

ている。自国から海外に行くという行為は、ビジネスであれ観光であれ、十分に税負担にかなうものであり、フランスの思想は感染症対策に対する世界的な連帯としても優れている。各国で創設し、しかるべき国際機関の財源に充てるひとつの思想を提示するものであり、金融取引税の財源分配問題も含め、一国の枠で税制を考えては先に進まない時代になったと認識すべきであろう。

コロナ危機によってさまざまな問題が露呈した。いろいろな視点から問題の解決を探らなければならない。そのひとつであろう税制に関して、材料を並べてみた。みんなの知恵を結集し時間をかけずに手早く料理していいものを提供しないと、世界の多くの人々は病死するか餓死するしかない。税制を改革して、安心して生きていける世界にしたい。以上

コロナ感染に対応する税務行政の実情

山田 太郎

税務署が新型コロナウイルスのクラスター源にならないよう、アクリル板や透明フィルムで納税者と間仕切りを設けたが、消毒液やマスクの在庫も尽き、来署者が増加する状況のなかで、納税者のソーシャル・ディスタンスの確保も不十分な状況であった。

1 期限延長の影響は限定的

個人の令和元年分確定申告の期限延長で「立ちっぱなし相談」も延長され、身体的な職員負担は長期化した。一方で、確定申告期間内の来署者が分散したこともあり、窓口は平準化した。

個別延長については、申告書や届出の提出で柔軟な対応をした。

2 税務行政への行政需要の高まり

(1) 給付金や融資に必要な開示請求・閲覧申請や納税証明書の対応

持続化給付金や日本政策金融公庫の特別貸付、他の金融機関からの融資やリスキケジュールの添付書類等のため、特に個人事業主を中心として、申告書の開示請求や閲覧申請、納税証明書の交付申請が増加した。

緊急事態宣言下、いくつかの原因を背景にして、長時間の待合いで「三密」状態となつた。

- 確定申告会場では、控えが必要のない納税者に対し、提出ボックスへ投函するよう、積極的に案内している。
- 持続化給付金の添付書類は、当初、「受付印のある確定申告書控え」とされた。4/27に、添付書類が「納税証明書その2と確定申告書の写し（コピー）で可」と緩和された。
- 受付印が表示されるのは、開示請求のみであった。開示請求の可否は申請から「30日以内に通知」され、納税者の抱える深刻さに反してスピード感が無い。
- 即日対応が可能な閲覧申請では、受付印も住所・氏名も目隠しされる。確定申告書のコピーすら持っていない納税者が少なくなっているなか、新型コロナウイルスでの対応に限つて、受付印や住所・氏名欄を目隠しせず閲覧が可能となった。

(2) 納税の猶予等、納付面での相談対応

国税庁は3/9に通達を発送し、新型コロナウイルスの影響で税金を納付できない場合でも、災害による納税の猶予適用は可能とした。しかし、「財産の損失」に「売上の減少」が含まれておらず、満足な納税の猶予が（次ページへ）

(前ページより) 適用されるには、4/30成立・施行の特例法を待たねばならなかつた。

特例法でいう「新型コロナウイルスの影響で収入が前年対比で 20%以上減少している」納税者は少なくない。既に、従来抱える滞納件数の 10%以上の申請件数となつてゐる署もあり、今後も申請件数は増加する見込みだ。

(3) 酒類販売や消毒用アルコール製造での緩和措置

在庫酒類の持ち帰り用販売での「期限付酒類小売業免許」、高濃度エタノール製品の製造・販売免許の緩和措置が講じられた。特に、高濃度エタノール製品については、「製造」免許でもあることから、迅速な付与のためにマンパワーを投下せざるをえなかつた。

3 緊急事態宣言にともなう在宅勤務による処理能力の低下

政府の緊急事態宣言に伴い、対象地域では、年次(有給)休暇の取得や在宅勤務(研修)を組み合わせて、最小限の人員になるよう出勤数を調整して執務体制を敷いた。

結果として、4割程度の出勤した職員で、納税証明や閲覧申請、納税の猶予申請、酒類の緩和措置等の対応に追われた。

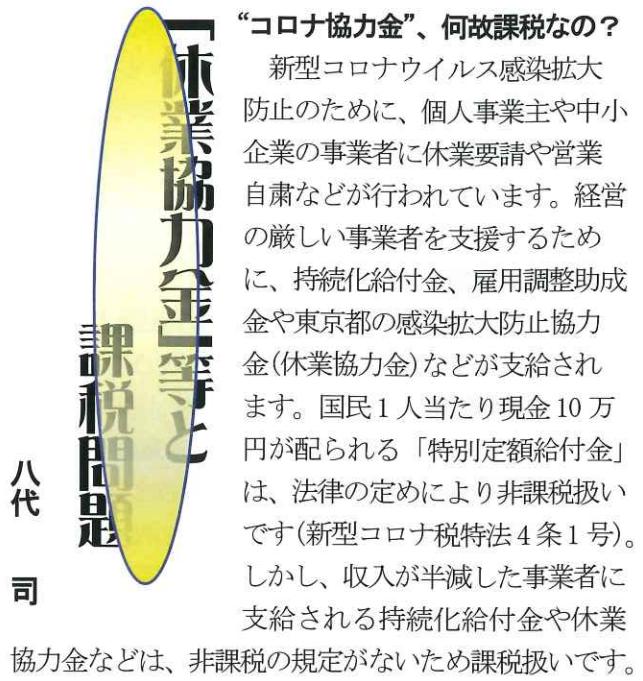
4 内部事務センターの庁試行に伴う処理遅延

税務署の内部事務の多くを抱える管理運営部門は、毎年、2月から6月中旬にかけて最繁忙期を迎える。今年は、新型コロナウイルスの影響で、4月から5月にかけての処理がさらに集中し、繁忙を極めた。

こうしたなか、東京の内部事務センター(対象4署…東京上野、浅草、本郷、小石川から内部事務を集約)では、申告書の入力もままならず、申告書控えの返送や還付金の支払いも遅れた。対象署は、内部事務センターに人員が割かれ、増加した窓口対応に追われた。

内部事務センターは、2019 事務年度(2019.7~)から国税庁の試行として進められているが、有事の際の脆弱性が明らかとなつた。

以上



“コロナ協力金”、何故課税なの？

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、個人事業主や中小企業の事業者に休業要請や営業自粛などが行われています。経営の厳しい事業者を支援するため、持続化給付金、雇用調整助成金や東京都の感染拡大防止協力金(休業協力金)などが支給されます。国民1人当たり現金10万円が配られる「特別定額給付金」は、法律の定めにより非課税扱いです(新型コロナ税特法4条1号)。しかし、収入が半減した事業者に支給される持続化給付金や休業協力金などは、非課税の規定がないため課税扱いです。

[令和2年3月(5月15日更新)/国税庁・当面の税務上の取扱いに関するFAQ]

休業協力金は、益金(収入)に算入される

困っている事業者を支援する休業協力金などがどうして課税なのでしょうか。釈然としないと考えられますが、法人税法では補助金や助成金など原則として全ての収入が課税対象です。所得税法上も休業協力金などは事業所得として課税対象となります。国税庁は休業協力金などを「減収を補てんする」ためのもので、収入の一部として扱っています。経済産業省のホームページでは、「持続化給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。」と説明しています(「持続化給付金に関するよくある問い合わせ」Q15)。

課税の根拠は何でしょうか？

休業協力金などが何故課税対象となるのかですが、所得税法では、「新たな経済的価値の流入」を「所得」と考えて、課税対象としています(包括的所得概念)。このことは「純資産増加説」ともいわれます。そのため、例えば購入した競馬の馬券の当選金も「所得」となり、課税扱いです。あらゆる経済的価値の流入が「所得」となり、「制限」はありません。ただ、所得税法9条1項や特例法で「例外的」に非課税と定めた規定があります。例えば、宝くじの当選金は、現金が増加するのですから本来なら課税対象とな(次ページへ)

(前頁から) るはずなのに、税金がかかりません。それは特例法で非課税と定められているからです(当せん金付証票法 13 条)。

休業協力金などを非課税に！

全ての国民を対象にした特別定額給付金とは異なり、一部の事業者に給付される休業協力金などを非課税にすれば、「不公平感」が生じる恐れがあります。しかし、新型コロナウイルスの影響により困った者を助けるという制度の趣旨を鑑みれば、非課税規定を設けることについて、国民の理解は得られるのではないかでしょうか。多くの事業者は税金を負担する能力も喪失しているのです。

マイナンバー制度 運用の現状

—新型コロナウイルス感染症に関連して—

樋山 実

新型コロナウイルス感染症によって大きな衝撃を経験することになっていることは改めて言うまでもありませんが、医療関係者をはじめとした多くの方々の活動に感謝を申し上げたいと思います。さて、研究会ではこれまでマイナンバー制度についてその現状報告と問題点などの議論を重ねてきました。緊急事態宣言が出された中で国がマイナンバー制度をどのように国民へアピールしているのかを注目してみます。

住民も役所も大混乱

今回の事態で国は新型コロナウイルス感染症における様々な対応を迫られ国民の生活支援として国民一人ひとりに一律 10 万円を特別定額給付金（以下「給付金」という）の支給を決定しました。当然その支給方法や時期について国民の注目を浴びることになりましたが、そこでマイナンバー制度の活用が示されました。具体的には「給付金」の申請方法が郵送とオンラインの二通りが示されオンライン申請はマイナンバーカードが必要となることが発表されました。マイナンバーカードの有用性を示した形です。スマホやパソコンが普及しネットワーク社会も国民生活に浸透してきている現在、オンライン申請は手軽で迅速に行えると思われる人は多いと思いますが、実際には国民と窓口となる市区町村へ大混乱を招くことになりました。

何故マイナンバー？

このオンライン申請ではマイナポータルというサイトを開いてカード取得時に設定した署名用電子証明書の暗証番号を入力することが必要です。またパソコンやカードリーダーなどの機器が必要でスマートフォンの場合は iPhone 7 以降や Android 6.0 の OS を持った機種に限られています。すなわちマイナンバーカードがあれば誰でもが利用できるわけではありません。結局、暗証番号を忘れてしまった人やマイナンバーカードを新たに取得しようとする人たちが役所へ殺到する結果を招いています。さらに、「給付金」申請は世帯主が行うことになっている（これも大問題）ため世帯員のマイナンバーを入力することになりますが今回の申請を想定していないため申請した内容を役所職員が手作業で点検することになります。その結果職員作業負担が増え「給付金」支給作業にも混乱を生じさせています。

未だにマイナンバーカードの交付が国民の 2 割にも満たないうえ、その活用方法についての周知や動作環境が未成熟な現状がある中で「給付金」申請にオンライン申請を PR したことはいかに政府が無責任にマイナンバー制度を推進してきたのか、高市総務大臣の会見（5 月 12 日）からもうかがえるように政府が市区町村の実態や J-LIS（マイナンバーのシステムを運営している）の実態を十分に把握していないかを露呈したものになっています。

マイナンバー制度にはプライバシー問題をはじめとした様々な問題が懸念されていますが、外出自粛を国民に要請している中で 9 月からの 5000 円分ポイント給付を餌にしたマイナンバーカード取得推進の TV スポット開始や今回の新型コロナウイルス感染症の事態に乗じた、マイナンバーカードの普及やマイナンバー制度の正当性を印象付ける策動は看過できるものではありません。改めてマイナンバー制度への政府の姿勢や思惑が透けて見えるものとなっています。



特例の 活用について 納税の猶予の

角谷 啓一

納税の猶予特例の概要

コロナ禍に起因する納税の猶予の特例は、4月30日に国会で成立し、同日公布・施行され、国税、地方税、社会保険料（厚生年金）に適用される。とりあえず、国税を念頭に特例猶予の活用について述べておく。

特例猶予の骨格は、①新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入（売上、給料等）が2月以降の任意の期間（1か月以上）において、前年同期に比しておおむね20%以上減少している、②一時に納税を行うことが困難であること、の①②いずれも満たす者（個人法人の別、規模は問わず）で、③対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての国税、④猶予期間は1年間、担保は不要、延滞税も全額免除される。

猶予の申請期限は納期限内（期限延長の場合は延長後の期限）であるが、元年分の所得税および消費税確定申告分は、特例法の成立・施行（4月30日）の時点ですでに納期限を渡過していたので、法施行日の2か月後の6月30日が申請期限となる。

特例猶予の使い勝手

コロナに起因する売上げの減少幅が大きく、僅かな資金はすべて運転資金に回さなければならない。結果、元年の所得税、消費税確定分が納めきれないという事業者には、絶好の制度といえる。特例猶予が許可されれば、令和3年4月16日まで延滞税ゼロで猶予が受けられる。これは分納制度ではないので、極端な話、猶予の最終日に全額納付すればよい。

特例猶予には「猶予期間の延長」はない。来年4月16日に完納できないやむを得ない事由がある場合には、国税通則法46条2項本文の「後段」の規定が働くとすれば、新たな納税の猶予申請が可能となる、或いは、職権の換価の猶予を使うことも考えられる。いずれにせよ、実質的な猶予の延長は可となる公算が強い。その際、本来ならば延滞税ゼロが正論であるが、年利1.6%の延滞税がかかる可能性がある（現時点で明確

にされていない）。

猶予申請の手続

それでは、個人事業者（青色と仮定）の元年所得税確定分及び、消費税確定分（納期限は、いずれも令和2年4月16日）を例に、申請手続に入ろう。先ず、表面から。特例猶予の申請書（両面あり）と合わせ、記載例も用意する。「納付すべき国税欄」は、対象の2税目とも納期限は同じ日なので、申請書に2税目を併記する。「申請年月日」は、例えば6月15日とし、「猶予期間」を「令和3年4月16日まで12か月間」と記入する。

次いで、收受印のある元年分所得税の青色決算書1～2頁、及び元年分の試算表や総勘定元帳など、元年2～5月の各月の売上、仕入、販管費、借入返済額が分かる資料を用意する。あわせて、令和2年2～5月の各月の前記同様の情報が把握できる帳簿等を用意する。そして、各月の前年同月対比で売上の減少率を算定し、例えば、4月の減少率が30%で最も大きかった場合、令和2年3、4、5月の収支を「収入及び支出の状況等」欄の左側に、令和元年3、4、5月の収支を同欄右側に記入する。その上で、「収入減少率」欄に「30%」と記入する。さらに、令和2年3、4、5月の平均支出額を算定し、「平均支出額」欄に記入する。

次は裏面。記入にあたって、申請時点（6月15日）における現金、預貯金を把握するとともに、各通帳の1～2面及び申請時点の残高が分かる部分をコピーしておく。ここまで整理できれば、あとは申請書に記入するだけで、難しいという問題はない。

なお、当該申請に係る国税のほかに滞納がない場合には、申請型の換価の猶予適用が考えられる。何らかの事由で猶予が許可されない場合、換価の猶予を希望する場合には、裏面3「その他の猶予申請」欄下のボックスに□を入れる。



協力金、給付金、各種補助金の

申請実務での留意点

- 1 (国) 持続化給付金
(50%減 200万円)
- 持続化給付金の詐欺サイトがあるので必ず下記サイトから行うこと
www.jizokuka-kyufu.jp/
- 2 (国) フリーランス経費補助
- 雑所得などで申告する者のためのもので、やはり、詐欺サイトに注意
- ① 受給額は実際に支払った額ではなく、前年度1年間の賃金総額から算出（各々に支払った金額ではない）するもの
- ② 一括で雇用保険に加入していれば1つの事業所と見なされる
(Aの部門が稼働していないてもBが稼働して全体が5%下がっていなかった場合などは対象外)
- ③ 繼めて申請するのではなく、判定基礎期間（1ヶ月）ごとに申請
4月分については6月30日迄に提出
- ④ 企業側の支払いが先となります
- 上記と計算方法が異なり、助成額は判定期間毎に支払われた休業手当額から算出される
- 4 (国) 緊急雇用調整安定助成金
(5%減)
(雇用保険の被保険者でないものの助成金)
- 法人経由の雇用調整助成金より手続も少なくて早い。解雇を防ぐ切り札と期待できる
- 5 (国) 休業者直接給付金
- ① 雇用保険の被保険者と被保険者以外の者を分けて記載する
- ② 添付書類が必要なこと、ない場合は作成する必要があります
必要書類：労働条件通知書、シフト表、出勤簿、学校からのお知らせなど
- ③ 申請は休んだ従業員でなく会社が行う
- 6 (国) 小学校休業等対応助成金
(法人)
- ① 添付書類が必要になりますので、ない場合は作成する必要があります
- ② 受給額は売上に関係なく1日4100円
- 7 (国) 小学校休業等対応助成金
(個人事業主)
- ① 経費が該当するものか確認すること
パソコンの購入費は、シンクライアント以外のパソコン、スマホの購入費は対象外
就業規則、労使協定などはそれぞれ上限額がある
- 8 (国) 働き方改革推進支援助成金
(テレワークコース)
- ② コロナの特例は5月31日迄 それ以降に導入する場合は本来の手続きで事前計画書の提出が必要（次ページへ）

(前ページより)

- | | |
|--------|-------------------------|
| 9 (国) | 新型コロナウイルス
感染症特別貸付 |
| 10 (都) | 事業継続緊急対策
(テレワーク) 助成金 |
| 11 (都) | 感染拡大防止協力金 |

実質無利子。

従来からの一般貸付からの変更も相談できる。

セーフティネット保証、感染症対策資金との組み合わせもできる。

審査も早く、融資実行も早い。申込殺到

①申請をして決定通知が届いた後の経費が対象になります。

申請前に購入したもの、申請しても決定通知が来る前に購入したものは対象にならない。

②申請期間が6月1日必着と近い為、導入する企業は急いでください。

税理士等の専門家による事前確認を要する。

第62回公開講座の件 び

今年の4月16日に開催を予定した第62回公開講座は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されたことにより、中止とさせていただきました。中止のお詫びを申し上げます。今後の開催については、三役会及び理事会で協議していきます。

第27回通常総会の開催について

8月24日（月）

第27回通常総会は8月24日（月）、13時より全労連会館で開催の予定です。一つの机に一人が着席するなどお互いの間隔を開けて座り、会場内のマスク着用、アルコール消毒液の使用などの感染予防措置を講じ、細心の注意のもと開催をしますのでご参加のほど、よろしくお願い致します。なお、新型コロナウイルス感染症の再度の拡大により、東京都の緊急事態宣言・措置が発令された場合には延期をしますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

令和2年度 補正予算（第1次） の課題

熊澤 通夫

第二次補正をにらんで

総額25兆6914億円の令和2年度補正予算（第1次）（以下、第一次補正という）は、安倍政権がコロナ対策としてはじめてつくった本格的経済対策で4月28日に成立しました。この種の対策は先進国の場合、3月中に実行段階に入っていましたから、完全な一周遅れです。

そのうえ国会審議日数わずか4日間。れいわ「新選組」を除く全党・諸会派が賛成したのは、コロナ感染によって多くの国民の生活が窮屈し、かつ医療崩壊の危機が現実のものとなるなかでの緊急避難だったからでしょう。

いま、その内容をみると“生存権保障”的観点に乏しく、金額として「少なく」、時間的に「遅い」という欠陥があり、第二次補正予算編成で急ぎ補わなければならぬ事態になっています。

「一時金で一回限り」で十分か

こういうわけで第二次補正も視野に入れて、第一次補正の主な内容に絞って特徴をみるとしました。

第一に第一次補正の中心である「雇用の維持と事業の継続」で、19兆4905億円、総額の76.2%を占めます。

仕組みは、給付金で差し迫った事業・生活資金にあて、コロナ終息までは融資でつなぐというのですが、コロナ・パンデミックスが今年前半で終息という誤った予測にたっているため、短期的対策になっています。

内容は生活と営業支援の給付金、資金繰り対策と雇用対策の三つに分けられます。簡単に紹介しましょう。

第一に給付金で1回限りの一時金です。

・「特別定額給付金」で全国全ての人へ一人当たり10万円を支給、12兆8803億円を充てます。この給

付金について政府の当初案は限られた世帯へ一世帯当たり30万円支給というもので予算額は約4兆円でしたが、国民の声によって修正された経緯があります。コロナによる被害が速く、大きい現実の反映でした。

・「持続化給付金」で売上額が前年との比較で50%以上減少した中小事業者に最大200万円（個人事業者は最大100万円）を支給、2兆3176億円を充てますが、一回限りでいいのかどうかが問われます。第二次補正では「持続化」のための家賃補助が焦点の一つになりますが、「自肃・要請」と「補償」との関係を明らかにしなければなりません。

第二に雇用調整助成金で雇用対策の柱はとすべきものです。第一次補正では、今年1月24日から半年間に限り、休業手当の補助率を中小企業で3分の2から10分の9へ、大企業で2分の1から4分の3に引き上げたほか、支給上限額を日額8330円（15,000円の予定）とし、非正規労働者の適用範囲を拡大しました。予算計上額は690億円で週労働時間20時間未満の雇用者に係る分のみで、20時間以上の雇用者には予算外の労働保険特別会計にたより7640億円を措置しました。

上限額が東京都の最賃額と横並びで少ないほか、実効ある制度とするには一般会計負担で補助率を100%とする必要がある。適用期間の延長は言うまでもありませんし、適用対象の拡大、捕捉も課題です。

三番目の資金繰り対策では無利子、無担保、無保証を含む貸付費用等で3兆8614億円、これに貸しぐけ原資となる財政投融資資金追加分6兆円（うち国民一般向け1兆7000億円、中小事業者向け1兆4000億円）が加わり、窓口も政府金融機関に限らず民間も加えました。今後、実効あるものとするためには、審査内容と実行のスピードを情報公開していく必要があります

「医療崩壊」解決には少なすぎる

昨日、1都2府5県を除く39県で緊急事態宣言を解除しました。コロナ感染者の全体像が把握できない中での見切り発車です。

コロナ蔓延でわが国の医療体制は、早い時期から「医療崩壊」の危機におちいり、財政資金の大量投入が必要になっていました。

第一次補正で「感染拡大防止策と医療体（次頁へ）

(前頁から) 制の整備及び治療薬の開発」に計上された予算額は1兆8097億円。

主な内容は、第一に地方公共団体が比較的自由に使える「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」制度創設で1兆円を計上。この予算が地方の活躍を支えています。全国知事会が第二次補正に向けて大幅な増額要求をしていますが、当然でしょう。

第二は「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」制度の創設で、1490億円を計上。この金額でPCR検査機器整備、病床・軽症者支援等受け入れ設備の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣等、医療資源の不足を賄うことはまったく無理で、経済財政諮問会議民間委員ですら「大胆な拡充」を提言しています。

なお、医療と同様、危機にある介護が黙殺されているはどうしてでしょうか。

「緊急でない支出」の修正を

緊急対策である第一次補正の中に「緊急でない」歳出が入っています。「次の段階としての官民挙げた経済活動の回復」1兆8482億円と、「強靭な経済構造の構築」9172億円、合計2兆7654億円がそれにあたり、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」1490億円の18.5倍に達します。簡単に内容を紹介します。

第一に今年後半、V字型景気回復を予定した「消費者に対し、割引・ポイント・クーポン券等を付与する」Go To キャンペーンの費用1兆8482億円。や、わが国経済のデジタル化促進による産業構造転

換・社会改革をめざす「強靭な経済構造の構築」に9172億円。

前者は政府も認めるように不可能なこと、後者はわが国のあるべき姿に深く関係する問題で、来年度予算編成過程などで検討すべき課題です。

足元を見ると、コロナ倒産が急増、失業者が激増する気配が濃く、医療体制強化も急務等々、ぜい弱なわが国の雇用制度、社会保障制度の補強・手直しに全力を傾注しなければなりません。「火事場泥棒」のような事業に「投資」する余裕はないのです(熊澤通夫)。



ザ・コラム

百年に一度のコロナ流行をこの後誰がどのように利用しようとしているか見え始めている。急速に進められようとしている全面的なIT化は人々の分断と弱者切り捨てを顧みることなく進める▲コロナ緊急対策の中でも、すべての国民の命に係わる援助金などの申請にIT手続きを優先し、多くのIT弱者を置き去り、切り捨てにしようとした。コロナ対策にTVで協力を呼び掛けた都知事は、カタカナ語を連発し多くの批判で修正した。それらのどこにも「人間」がない▲「ユーチューバーが未来の仕事」と語る子供や青年がいる。閲覧回数によって広告元からバツクが発生し、それが生活源となる。ここに問題が起きている。偽情報やばかげた映像が頻繁に流されその真偽を問わずバツクが付くからである▲これによつて起ころる問題に広告主は一切責任を持たない。無責任を容認しても設けに走る典型的な新自由主義の象徴である▲無責任といえばその象徴となつた安倍総理。ウソ、タワゴト、ハグラカシ、メモの棒読み等々。子供のころ見た「金持ち坊ちゃんガキ大将(風)」の、何かあつた時の狼狽え、言いつくりを思い出す。桜前夜祭について参加を「募集しません。募つただけです」の名言は象徴▲モリ、カケ、サクラ、クロカワへの対応はまさにこれに尽きる。日本の総理がガキ大将(前記レベル)では困る▲タレント、スポーツマン等から始まつた官邸主導の検察人事への反論は、元検事総長などや多くの弁護士を巻き込むかつてない大きなねりとなつた。コロナ後のIT中心社会では、とてつもなく大きな存在意義を持つ。(M/I)